

ダルフール問題と中国外交の変容

——人権・大国責任と国益——

青 山 瑠 妙

1. はじめに

今世紀に入ってから中国外交に新たな変化が生じている。国際協調姿勢が顕著になってきたこの「新外交」は「新しい外交ドクトリンと呼べないかもしれないが、新しい外交慣習 (practice)」¹といえるかもしれない。

中国の国際的プレゼンスは近年急速に高まっている。中国経済はアメリカのサブプライム問題が発端となった世界的な経済不況で行き先に若干陰りが見え始めているものの、2003年以降5年連続の二桁成長を遂げ、2007年の貿易黒字は2600億ドル超、2008年9月末には外貨準備高も2兆ドル近くに達した。国内の政治改革はなかなか進まないが、中国は国際舞台においても六者協議やスーダンのダルフール問題で協調姿勢を示すなど、大国としての責任を果たそうとしている。力強い経済成長を継続させている中国が国際秩序の擁護者になるのか、それとも世界秩序の再編を積極的に推進していくのか、世界から注目されている。

大国責任、国益、国際規範を、中国の政府、国内の世論がどのようにとらえるかは今後の中国の対外姿勢を占ううえで重要な物差しとなる。そこで、本論文はスーダンのダルフール問題に焦点を合わせ、人権問題、大国責任と中国の海外権益擁護を通して近年垣間見られる中国外交の変化について考察を行う。

2. 中国外交における「一つの中国」と「内政不干涉」

2006年1月、中国は対アフリカ政策文書を北京で発表した。同文書において、「中国とアフリカ諸国、アフリカ地域組織と関係を樹立・発展させるうえで、一つの中国の原則が政治的基礎となる」とが明記されており、平和5原則（主権と領土保全、相互不可侵、内政不干涉、平等互惠、平和共存）との堅持も唱えられた。歴史的にみても「一つの中国」、「内政不干涉」は中国がアフリカ外交を行う上の一貫して最も重要視されてきた原則であった。²「一つの中国」と「内政不干涉」の原則を声高に主張しつつも、他方では冷戦終結後中国の対外行動のレベルにおいてこの二つの原則はすこしずつ融解している。

国連の平和維持活動 (Peacekeeping Operations: PKO) において、国連が紛争に介入することに

て高い。特に1993年石油純輸入国に転じて海外石油に対する中国の依存度が高まりつつあるなか、石油資源を有するスーダンを含めたアフリカ諸国の重要度がますます高まった。

現在中国の石油輸入の60%は中東からであり、マラッカ海峡を経由する輸送ルートを利用している。石油戦略において中国が目下取り組んでいる大きな課題は大きく分けると二つある。ひとつは輸送ルートの安全確保の問題であり、もう一つは調達先の多元化である。

中東とアフリカの石油と天然ガスを輸送する上で、中国はマラッカ海峡に代替できるルートを探した結果、現在三つの案が浮上している。一つはタイによる提案でクラ地峡 (Kra Isthmus) を経由する運河を建設しマラッカ海峡を経由せずに中国に石油を輸送する案であるが、実現する上で難しい問題があるといわれる。¹²二つ目はミャンマーから、雲南の瑞麗、昆明を経て重慶へ輸送する全長900キロメートルのパイプラインを建設する案である。三つ目はパキスタンのグワダル (Gwadar port) から新疆へパイプラインを建設する案である。¹³こうした輸送案からもわかるように、中東やアフリカへの地域戦略は中国の対外戦略において、タイ、ミャンマー、パキスタンを含めた中国の周辺外交と相互補完的な関係にあり、お互いに切り離せない整合性を有している。

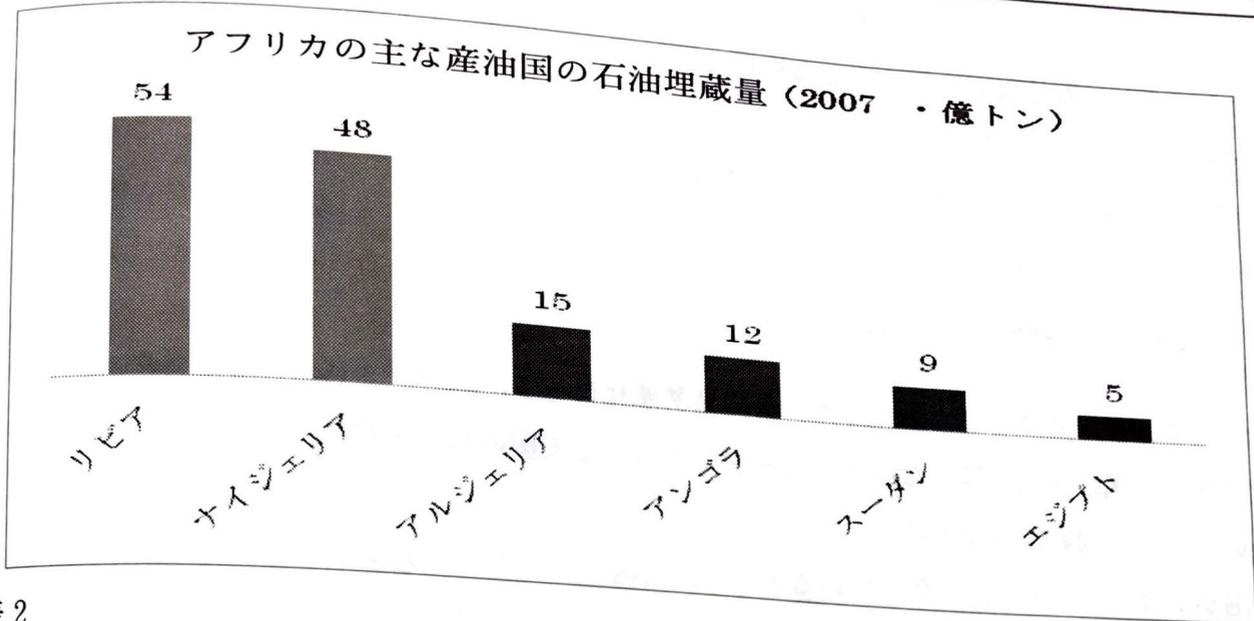
他方中東に対する依存度を軽減するため、中国は輸入先の多元化を図り、1996年から石油企業がアフリカへ進出した。¹⁴石油・天然ガス関連でアフリカにおける中国の進出先 (2005) はアルジェリア、リビア、スーダン、チャド、ニジェール、モーリタニア、チュニジアである。

21世紀に入ってから海外の石油開発にかかわる法整備も進められた。2001年、「国際協力で海洋石油資源を開発する条例 (対外合作開採海洋石油資源条例)」ならびに「国際協力で陸上石油資源を開発する条例 (対外合作開採陸上石油資源条例)」が公布された。2004年「海外投資プロジェクトの管理に関する暫定方法」(国家発展改革委員会令第21号)、2007年一定金額以下の海外投資に対する申請、管理の簡素化を図る「海外投資プロジェクト登記証明に関する通知」(開改弁外資「2007」1239号)が施行されるようになった。

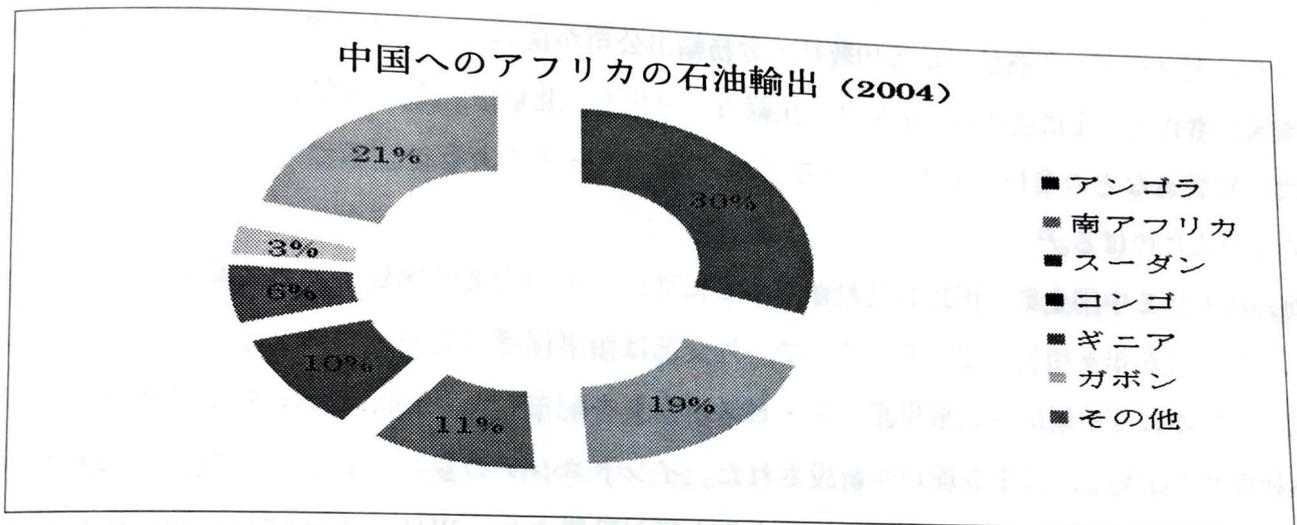
海外進出の号令のもと、対外援助政策が後押しとなってアフリカ進出した企業は決して石油業界だけではなく、中国のゼネコンも「大企業、大プロジェクト」を中心にアフリカを中心に海外進出戦略を展開した。¹⁵また個人経営者もアフリカで活路を見出そうとしている。世界銀行の報告によると、アフリカで道路、鉄道、電力などの分野における中国の投資は2001年から2003年までは毎年10億ドルに過ぎなかったが、2006年には70億ドルに達した。また石油分野においてはその投資累計額は100億ドル前後に達しているものと推定されている。¹⁶

図表1で示されているように、スーダンの石油埋蔵量はアフリカではリビア、ナイジェリア、アルジェリア、アンゴラに次ぐ5位であるが、中国はスーダンの石油産出量の47%を輸入している。石油からの収入はスーダン財政収入の43%を占めている¹⁷ことから、中国はスーダンにとって極めて重要な存在になっているといえる。

図表 1



図表 2



他方、中国から見てスーダンからの石油輸入量はアフリカ全体の約11%にすぎない (図表 2)。それでも、中国にとってスーダンが重要な存在であることは変わりがない。

中国は1993年に石油純輸入国に転じたが、その2年後の1995年に、中国石油天然ガス総公司 (CNPC) がスーダンのダルフールで石油採掘権を獲得した。1996年12月、GNPOC が設置されたが、CNPC はその40%の株式を獲得した。その後、スーダンにおいてCNPC は石油パイプライン、石油精製工場、港などの建設を行い、石油関連インフラに多大な金額を投資した。

中国政府は国内において2000年ごろからスーダンへの投資を呼び掛けた。特に2001年10月に国連安保理がスーダンに対する5年にわたる制裁を解除したことが、スーダンへの中国投資の追い風となった。2003年、CNPC が Melut 盆地の Palogue-1の試験的発掘で世界レベルの大油田を掘り当てたと伝えられた。

このような経緯からもわかるように、スーダンはその石油埋蔵量、交易量以上にシンボリックな意味合いが強く、中国にとって重要である。スーダンは石油の発掘、石油精製工場、輸送インフラなどを含め総合的に開発された石油関連における海外最大の投資先となっており、中国石油業界の海外進

問題は国内でさほどの議論に至らなかった。「中国の会社はスーダンの中南部、個人企業家は大都市に点在しているので、ダルフルの問題は労働人員への影響はすくない」²⁶という論調がむしろ主流を占めていた。

もともと中国人労働者はスーダンで危険な地域で、またリスクの高い作業に従事することが多い。アフリカ進出を拡大させている「中国モデル」は「プロジェクトと石油のトレード」に基づいており、地元の人々に引き受けてもらえない危険な地域での作業に中国人労働者が従事することで、石油取引作業に伴う危険の一つ程度にしか認識していないが故に、海外居留民の安全確保に対する関心は現時点においてもまだそれほど高くないといえる。

他方、海外における経済利益の確保問題は中国で議論の的となっていた。ダルフル紛争が激化した2003年からの中国の反応はおおむね三つの段階に分けることができる。

① 2003年～2004年7月

2003年末の平和協議を受け、中国では「石油のために、アメリカはスーダン現政権と関係を改善したいと思っている」²⁸と一般に認識されていた。

2004年7月初め、アメリカ国務長官コリン・パウエルがスーダンとダルフルを訪問し、7月23日には、スーダンのダルフル地域の紛争をジェノサイドと非難する上院・下院の合同決議が承認された。

アメリカのこうした動きは、「特に積極的」と揶揄され、中国の目には「アメリカは新しい石油供給源を探している」²⁹と映った。そして中国国内では、「アメリカはスーダンの石油を狙っている」との批判が繰り返された。

② 2004年7月～2005年3月

2004年7月のアメリカの上院・下院合同決議後も、中国の公式見解は変化していない。紛争解決のために努力しているアフリカ連合 (AU)、西側諸国、アメリカの動機について中国は次のように認識していた。「AUは地域安定を維持する狙いである。アメリカは新しいエネルギー供給基地を追い求めている。ヨーロッパ諸国はアフリカにおける自国の権益を擁護するために奔走している」。³⁰こうした認識のもとでは、中国はAUによる紛争解決の努力を積極的に評価、支持し、西側諸国による介入を回避しようとしていた。

2004年9月18日、スーダンへの制裁を示唆する国連安保理決議第1564号が可決された (中国は棄権した) が、王光亜国連大使は制裁に反対し、対話による政治的解決を望む中国の政策を改めて表明し、各国はAUの活動を支援する立場をとるべきだと強調した。³¹中国 (王光亜発言) は「ダルフル問題はスーダンにとって政治問題であり、中国にとって経済問題である」との立場をとっており、1564号による「スーダンにおける権益への影響はない」としていた。³²

その後、中国は国内向けに AU 監視部隊を受け入れるスーダン政府の姿勢を報道し、スーダン政府の努力を評価、強調すると共に、西側の内政干渉に抗議するスーダン人によるデモも合わせて報じた。³³

この時点でも中国は多くの西側諸国がスーダンの石油に関心を抱いていると認識し、アメリカが制裁を行う可能性は低いとみていた。³⁴

2005年1月9日、内戦を終結させる南北包括和平合意 (CPA) が締結された。CPA の成立を受け、ダルフールへの西側諸国の関心は石油から来ているとの認識が中国国内では主流となり、今後スーダンで石油をめぐる競争が激しくなると懸念する声が上がった。「スーダンに平和が訪れたことをうけ、西側諸国はスーダンの石油を虎視眈々と狙っている。」³⁵そして「西側諸国の参入がエネルギー競争につながり、スーダンにおける中国の石油権益、ひいてはアフリカにおける石油発展戦略が脅かされるかもしれない」との見方³⁶すら現れた。

2005年2月、中国は、国連調査委員会 (ICI) の調査報告書 (2005年1月31日) に賛成の意を表明し、ダルフールでは国際人権条約、人道主義に違反するケースはあったものの、スーダン政府による意図的なジェノサイドの存在を否定した。³⁷

他方、2004年7月30日に国連安保理決議第1556号が採択されたことを受け、中国国内では内政不干渉をめぐる議論が起きた。1556号の採択に際し中国は棄権票を投じたが、この行動に関して、国内では中国の「内政不干渉」原則が崩れたと指摘する声上がり、そして賛否が分かれた。

スーダン問題の国際化は中国の海外石油権益に影を落としかねないと懸念する声³⁸もあった。ダルフール問題を嚆矢として今後ミャンマー、北朝鮮など中国の影響力が強いとされている地域でも「国際問題化」といった現象が起り、中国の国際的な影響力の低下につながる恐れがあるという意見である。

これに対し、中国は海外経済権益を擁護するために、中国はもっと内政干渉すべきだという見方が現れ、主流を占めた。彼らは1556号の採択における中国の棄権により「中国の外交はよりフレキシブルになった」と評価している。³⁹内政不干渉を柔軟にとらえ、責任大国としての中国の国益を確保することも大切だという意見⁴⁰や、海外進出により企業が背負う政治的リスクを、政府が一部負担すべきだとする考えも出された。『南風窓』の記事は次のように指摘している。「CNPC などの企業は病院や学校を無償で建設するなど慈善事業を積極的に行っているが、しかし企業の活動だけでは限界がある。中国政府は投資先の国の政治にも関与する必要があり、政府当局のみならず非政府組織、反政府組織との関係も構築する必要がある」。⁴¹

こうした議論のなか、海外利益を擁護する国内体制の不備を批判する声もあった。2003年7月のスーダン3/7パイププロジェクトの入札をめぐる、CNPC と中石化 (Sinopec) との間で激しい競争が繰り広げられ、結局双方とも落選した。入札の過程において、外交部は商務部に調停を求めたが、商務部が調停のために立ち上げた商会は全く調停機能を果たせなかった。⁴²また、スーダンが中国勢に対抗する勢力であるフランス社に参入を認めたことに国内から不満の声が上がった。

さらに、ダルフール問題に目をつむったままでスーダン政府と関係を構築してきた中国政府の姿勢を批判し、今後外交を行う際に「民主化」を重視し行動する必要があるとの指摘まで出現した。⁴³ 以上のように、この時期において、対外的にダルフールに対する中国政府の姿勢には変化が見られ、国内では内政不干渉をめぐる激論が交わされており、海外の経済権益を擁護する立場に立脚しつつ、今までの中国の対外姿勢を批判し、大国としての責任を果たし、国際規範により配慮した行動を求める声が急速に浮上した。

③ 2005年3月～現在

2005年3月29日、安保理決議第1591号が採択された。この決議では「30日以内に紛争当事者が安保理決議の求めるコミットメントを順守していなければ、指定された個人に対し渡航禁止措置および資産凍結措置を発動する」ことが盛り込まれた。ここでも中国は棄権票を投じた。

しかしここにきてようやく、中国は「ダルフール問題はスーダンにとって政治問題、中国にとって経済問題」との考え方を捨て、「政経不可分」⁴⁴との認識に至った。そして中国政府はスーダンでのCNPCの事業継続を真剣に考慮するようになった。⁴⁵1591号決議が採択された直後、中国はスーダンでのPKO活動への参加を表明した。

それでも、ダルフールに対するアメリカの姿勢の背後に石油権益という目的が見え隠れしているとの認識は捨て切れなかった。ライス国防長官が2005年7月にスーダンを訪問した際に新華社は、「スーダンの石油に目をつけ、アメリカ石油企業のスーダンへの返り咲きのためだ」とのコメントを出している。⁴⁶

2006年8月31日、安保理決議第1706号が採択され（中国は棄権票を投じた）、最大3万人を超えるPKOの展開が定められたが、スーダン政府は決議拒否を表明した。他方、2006年8月から中国はメッセンジャーの立場を捨てて大国責任を果たすべく積極的に仲介するようになった。⁴⁷

中国のこうした姿勢転換にはいくつかの要因が指摘されている。第一にアメリカをはじめとする国際圧力を挙げることができる。第二に、2006年夏、ダルフールの紛争が石油・天然ガスなどで協力関係が進んでいるチャドの国境にまで拡大したことが中国に政策転換を促した。⁴⁸第三に、2006年10月北朝鮮の地下核実験を行うわずか20分前に胡錦涛国家主席がその知らせを受けたこと⁴⁹も、国際紛争解決における姿勢の転換に拍車をかけたといえる。

2006年の「中国アフリカ協力フォーラム」で、スーダンの大統領バシールは1706号決議でスーダンにおいて国連は独立の司法機構を設立する権利を有し、警察部隊の再建にもかかわれると規定していることに触れ、1706号決議に反対するという意見を表明した。⁵⁰これに対し、中国はアナン国連事務総長の3段階方案で柔軟な姿勢を示すよう求めたという。⁵¹中国の説得により、2006年11月、国連、アフリカ連合(AU)、スーダン政府は3段階による国連とAMIS部隊の共同でダルフールに平和維持部隊を展開することで原則合意に達した。

2007年1月から2月にかけて、胡錦涛出席がスーダンを含めたアフリカ8カ国を歴訪し、アフリカ33

カ国の債務免除を表明した。胡錦濤国家主席がスーダンを訪問した際に、ダルフール問題四原則を提起した。1. スーダンの主権と領土保全を尊重する。ダルフール問題の解決はスーダンの民族和解プロセスに寄与するものでなければならない。2. 対話・平等協調を堅持し、平和方式でもって問題を解決する。関係者は長い目で、相手の合理的関心を尊重し配慮する。対話と交渉を通じて、共通の利益基礎を見出し、問題の公正恒常的解決を推進する。3. AU、国連などの国際組織はダルフール問題の平和維持において積極的な役割を果たさなければならない。4. 地域情勢の安定化を促進し、住民の生活条件を改善し、第一に全面的停戦を実現する必要がある。中国はスーダンへの無利子融資などの経済援助を約束した。

2007年4月、中国特使翟隽が4日間にわたりスーダンを訪問し、スーダン大統領バシルと会談した。同4月、スーダン政府は第2段階である「重量支援パッケージ」の受け入れを表明した。

2007年5月10日、中国は劉貴をアフリカ特使として任命した。5月11日中国はスーダン政府に国連平和維持部隊を受け入れるよう圧力をかける胡錦濤国家主席の書簡を公開した。19日から23日にかけて劉貴特使がスーダン入りし、6月に再度スーダンを訪問した。2007年6月、スーダン政府は第3段階の「AUと国連による共同展開（ハイブリッド・オペレーション）」を無条件で受け入れた。7月に「ダルフール国連・AU合同ミッション（UNAMID）展開を決定する決議第1769号」が採択された。中国が賛成票を投じたことに、国内から賛成の声があがった。⁵²そして、2007年8月1日、スーダン政府は1769号決議の受け入れを表明した。

スーダンの譲歩に対し、中国政府は8000万人民元相当の援助、AUへは180億ドルの援助を行った。2007年11月、胡錦濤国家主席がスーダンを訪問した際に、4000万人民元相当の追加援助を約束した。

このように、中国は「アメとムチ」を使い分け、スーダン政府を支援しつつ、スーダン政府から譲歩を引き出した。中国とスーダンの関係は経済分野においても進展している。スーダンは目下中国政府が奨励する投資先からは外れているが、スーダンに対する中国の投資は一貫して増え続けている。2006年から2007年にかけて、数億元規模のダム建設にかかわる地質調査プロジェクトを中国企業が受注した。⁵³また2008年には3400万ユーロ相当の電力プロジェクトを中国電力会社が落札した⁵⁴

ダルフールへの介入は石油目当てという批判は今になっては下火となったが、中国はダルフール問題についていまでも「ジェノサイド」の存在を認めておらず、アナン国連事務総長の表現でもある「人道主義の危機」と称している。その一方で、最近では「水をめぐる争奪でおきた衝突」や「気候変動による内紛」⁵⁵とする研究も増えている。⁵⁶さらに中国はダルフール問題における西側諸国の努力不足を批判している。スーダンの5つの反政府組織のうち、2つしか交渉のテーブルについていないが、西側諸国は自国に居住している反政府組織のリーダーにもっと働きかけるべきだと中国は主張している。⁵⁷対外行動のレベルにおいても、中国はスーダン政府の同意のもとで、南部政府にも人道的支援を行っている。

中国外交の二つの大原則となっている「内政不干涉」と「一つの中国」は冷戦終結後大きく変容し、融解している。そしてダルフル問題は変容を加速させた。当初、中国はダルフル問題を石油をめぐる争いというフィルターを通して西側諸国の行動を観察していたが、外交における「人道主義」という規範は当初完全に欠如していた。

スーダンへの石油発掘にかかわる研究がメインであった。民族問題に関する研究は北のイスラム教対南のキリスト教という枠の中で「南スーダン問題」として研究されてきており、ダルフルに関する研究は2004年になって初めてスタートしたという。⁵⁸また中国では对外投资を行う前にリスク評価は必ず行われている。2006年に公表されたスーダンの投資と貿易のリスク報告は、スーダンをリスクの高い国として指摘し、貿易金融リスクとして国際制裁、金融環境、法律環境、インフラの脆弱性、政府の低効率などを挙げているが、国内政治の不安定性についてはまったく言及されていない。⁵⁹こうしたリスク感覚を出発点として、ダルフル問題は中国にとって貴重な学習プロセスとなっており、人道主義などの国際規範を学ぶ上での貴重な機会となったといえる。

ダルフルでの事態の進展に従い、中国は徐々に事件への理解を深め、協調姿勢を示し始めたが、中国の対外姿勢は基本的に国連中心の考え方をベースとしている。国連の姿勢と歩調を合わせていることが中国外交の特徴となっている。

自国の国益が脅かされて初めて中国はダルフルに対する姿勢を修正した⁶⁰ことは明らかであり、中国の国際協調は無論一筋縄ではいかないが、国際協調姿勢、民主主義など西側の規範を受け入れることが中国の国益に合致しているという流れが中国の中で生まれつつあることも見逃せない。

国際社会が中国を引き続きこの方向性へ向かわせるといふ視座が今後ますます重要となってくるであろう。

[注]

- 1 Stephanie Kleine-Ahlbrandt and Andrew Small, "China's New Dictatorship Diplomacy: Is Beijing Parting with Pariahs?", *Foreign Affairs*, Vol.87, No.1, p.38.
- 2 1960年代からの中国のアフリカ政策の展開に関しては、青山瑠妙『現代中国の外交』（慶応義塾大学出版会、2007年）を参照。
- 3 7点原則とは以下のとおりである。1. 中国は国連憲章に合致したPKO活動を支持し、PKO活動は国連が国際平和と安全を維持するための有効な手段の一つであると理解する。2. PKO活動は必ず当事国の要請あるいは同意を得る必要がある。当事国の独立、主権と領土保全を厳格に尊重する。3. 当事国あるいは当事者各者はPKOに協力し、PKO活動で獲得できた時間と好条件を十分に生かし、問題の早期解決を図る。4. 各PKO活動の任務、権限を明確に規定し、いかなる国家あるいは当事者もPKOを利用して私利を図ったり、他国の内政干渉を行ったりしてはならない。5. 各PKO活動の権限は国連安保理に帰する。6. PKO経費は公平かつ合理的に分担する原則を貫く。7. PKO活動を強化するため、ガイドラインを定め、実際の措置を取ったりする必要がある。PKO特別行動委員会はこの二つの側面から推進する。
- 4 新しい5原則とは、1. 国連憲章を遵守し、特に国家主権と内政不干涉の原則を尊重する。2. 斡旋、調停、交渉などの平和的手段を通じた紛争解決を堅持し、すぐに強制手段を採用すべきではない。人道的介入であっても、軍事手段に訴えるべきではない。3. ダブルスタンス、特に個別あるいは少数の国家の政策主張を国連安保理に押し付けることに反対する。

少数の国家が国連の名を借りて軍事干渉を行うことを許してはならない。4. PKO 活動は当事国の同意をまず取り付け、自衛の行動以外の場合は軍事力行使をしないことが有効であることは歴史によって証明済みである。5. 実事求是の精神をもち、条件が熟していないときには PKO 活動を実施すべきではない。特に衝突の当事者になってしまうべきではない。PKO の根本の方向性から離れてはならない。

5 川上隆久「国連平和維持活動再考」, 日本国際連合学会編『人道的介入と国連』, 国際書院, 2001年, 145頁。

6 同書, 143-144頁。

7 Bates Gill & James Reilly, Sovereignty, Intervention and Peacekeeping: The View from Beijing, *Survival*, Vol.42, No.3, Autumn 2000, p.50.

8 中国の国連平和維持活動にかかわる政策の変遷プロセスに関しては, 青山瑠妙『現代中国の外交』, 377-387頁を参照。

9 益尾千佐子「6者協議と中国の北朝鮮政策」, http://www2.jiia.or.jp/pdf/asia_centre/h16_anzenhosyosyo/masuo.pdf。

10 筆者によるヒアリング調査, 2008年6月。

11 中国の対外援助政策に関しては, 青山瑠妙『現代中国の外交』を参照。

12 クラ地峡案では, 中国国内水路を利用して石油輸送の必要が生じる上, アメリカと親密な関係を保っているタイがアメリカの影響を受けやすいとの懸念もあるようである。

13 潘光「中国的能源外交」, 『外交評論』, 2008年第1期, 38頁。

14 中国石油業者のアフリカ進出プロセスに関しては, 「中国石油進入非洲12周年」

(<http://www.africawindows.com/html/feizhouzixun/feizhoushangxun/20080705/18969.shtml>) を参照。

15 「非洲: 中国堀起 挑戰之外有機遇」, 『中国建築報』, 2004年10月12日。

16 「世銀報告: 中国積極注資非洲基礎建設項目」,

<http://www.mofcom.gov.cn/column/print.shtml?i/jyjl/m/200807/20080705660201>。

17 曾杉「美国在蘇丹謀求石油利益」, 『中国化工報』, 2004年3月16日。

18 スーダン以外のアフリカ諸国での中国石油関連企業による投資は, スーダンほどの華々しい成功をおさめていない。

19 詹世明「履行企業社会責任促進中非共同发展: 『中国在非洲企業履行社会責任』調研組考察報告」, 『西亜非洲』, 2008年第7期, 66頁。

20 「蘇丹危局考驗中国海外石油支撑点」, 『中国經營報』, 2004年9月27日。

21 「蘇丹項目: 中国石油海外的『活廣告』」, 『中国石油報』, 2004年9月20日。

22 吳富貴「蘇丹, 300美元開農場」, 『環球時報』, 2003年11月3日。

23 スーダン側のデータによると, スーダンで働いている中国人は約2万人である。

24 『中国国外領事保護とサービス指南』(2003年版) は <http://www.fmprc.gov.cn/chn/48162.html> を参照。

25 張歴歴「『外交為民』理念的的法律保障」, 『新京報』, 2004年8月29日。

26 王猛「達爾富爾危機: 中国外交轉型的挑戰与契機」, 『世界經濟与政治』, 2005年第6期, 37頁。

27 程必忠「中国人海外尋油之痛」, 『人民文摘』, 2008年第2期, 12頁。

28 「蘇丹和談背後的美石油利益」, 『中国石油報』, 2004年2月3日。

29 「達爾富爾危機的背後」, 『經理日報』, 2004年10月19日。「達爾富爾問題 危機背後各方籌謀」, 『人民日報』, 2004年10月18日。

30 「圍繞達爾富爾危機, 各方再度博弈」『新華社每日電訊』, 2004年10月18日。

31 「中国反对制裁」, 『人民日報』, 2004年9月20日。

32 「蘇丹危局考驗中国海外石油支撑点」, 『中国經營報』, 2004年9月27日。

33 「蘇丹群集抗議西方干涉内政」, 『人民日報』, 2004年8月6日。

34 「蘇丹危局考驗中国海外石油支撑点」, 2004年9月27日。

35 「和平降臨蘇丹 石油財富令西方艷羨」, 『民營經濟報』, 2005年1月17日。

36 「蘇丹」受全球石油投資者青睞」, 『中国石化報』, 2005年2月24日。

37 「联合国調查報告說達爾富爾没有種族滅絕屠殺」, 『人民日報』, 2005年2月2日。

38 吳強「蘇丹危機挑戰中国海外石油利益」, 『南風窓』, 2004年9月16日, 第270期, 24頁。

39 楊中旭「中国出手達爾富爾難題」, 『中国新聞週刊』, 2007年4月23日, 17頁。

40 「『新外交課題』考驗中国」, 『環球』, 2007年11月8日。

41 「蘇丹危機挑戰中国海外石油利益」, 24頁。

42 同論文, 24頁。

43 同論文, 24頁。

44 Erica S. Downs によると, 2004年夏までは, 中国は政経分離で考えていた (“The Fact and Fiction of Sino-African Energy Relations”, *China Security*, Vol.3, No.3, Summer 2007, p.59)。

45 查道炯「中国在非洲的石油利益」, 『國際政治研究』, 2006年第4期, 65頁。

46 「賴斯訪蘇丹: 看上人家石油了」, 『新華社每日電訊』, 2005年7月23日。

47 Jonathan Holslag, “China’s Diplomatic Manoeuvring on the Question of Darfur”, *Journal of Contemporary*

- China (2008), 17 (54), February, pp.71-84.
- 48 Stephanie Kleine-Ahlbrandt and Andrew Small, "China's New Dictatorship Diplomacy: Is Beijing Parting with Pariahs?", *Foreign Affairs*, Vol.87, No.1, p.46.
- 49 Ibid, pp.44-45.
- 50 「蘇丹經濟發展從中国受益良多」, 『新京報』, 2006年11月4日。
- 51 翟隽「中国積極推動解決達尔富尔問題」, 『求是』, 2007年11月, 61頁。
- 52 沈旭輝「達尔富尔顯示中国國際外交的深層矛盾」, http://old.iwep.org.cn/pdf/2005/daerfuerweiji_wangmeng.pfd
- 53 「華勘院承攬蘇丹五個壩基勘察工程」, 『地質勘查導報』, 2008年7月3日。
- 54 「特變電工与蘇丹簽署3400万欧元成套項目工程」, 『證券時報』, 2008年6月17日。
- 55 国連事務総長潘基文はダルフール問題の原因を「中央アフリカの大幅な気候変動」としている。
- 56 「達尔富尔：一道傷口」, 『中国新聞週刊』, 2008年3月10日, 50頁。
- 57 「達尔富尔需要最基本的互信：專訪中国政府達尔富尔問題特別代表劉貴今」, 『中国新聞週刊』, 2008年3月10日, 55頁。
- 58 許亮「中国的蘇丹問題研究綜述」, 『西非非洲』, 2007年第2期, 70頁。
- 59 「蘇丹投資与經貿風險分析報告」, 『國際融資』, 2006年12月, 65頁。
- 60 Jonathan Holslag, "Commerce and Prudence: Revising China's Evolving Africa Policy", *International Relations of the Asia-Pacific*, Vol.8, 2008, p.325.